別表１

　対象外業種

|  |
| --- |
| 平成２５年１０月改訂「日本標準産業分類」による。１　農業、林業（大分類Ａに含まれるもの。ただし、園芸サービス業を除く。）２　漁業（大分類Ｂに含まれるもの。）３　金融業・保険業（大分類Ｊに含まれるもの）４　医療・福祉（大分類Ｐ）の医療業のうち、病院（小分類８３１）、一般診療所（小分類８３２）、歯科診療所（小分類８３３）５　医療・福祉（大分類Ｐ）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類８５）６　以下のサービス業等　　①　風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和２３年７月１０日、法律第１２２号）により規制の対象となるもの　　②　競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類８０３に含まれるもの。）　　③　芸ぎ業、芸ぎ斡旋業（細分類８０９４に含まれるもの。）　　④　場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類８０９６に含まれるもの。）⑤　興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思考調査等を行うものに限る。）（細分類７２９１）に含まれるもの。）　　⑥　集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）（細分類９２９９に含まれるもの。）　　⑦　易断所、観相撲、相場案内業（細分類７９９９に含まれるもの。）　　⑧　宗教（中分類９４に含まれるもの。）　　⑨　政治・経済・文化団体（中分類９３に含まれるもの。） |